

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月から25年7月13日まで
② 昭和25年11月10日から26年1月8日まで
③ 昭和26年9月1日から同年12月19日まで
④ 昭和29年2月5日から同年4月1日まで
⑤ 昭和31年11月20日から32年11月1日まで
⑥ 昭和39年3月から41年10月まで
⑦ 昭和57年2月から58年10月まで
⑧ 昭和61年6月から62年9月まで
⑨ 昭和62年9月及び同年10月
⑩ 昭和62年11月から63年5月まで
⑪ 平成2年5月から6年2月まで

申立期間①から⑤までについては、A県B市のC社に継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

また、私が勤務したのは、C社であり、D社という事業所は知らない
ので、これについても調査してほしい。

申立期間⑥については、E社でF職の資格を取得し、昭和39年3月
から41年10月までの期間において勤務していた。

申立期間⑦については、昭和57年2月から58年10月までの期間に
おいてG社に勤務していた。

申立期間⑧については、昭和61年6月から62年9月までの期間にお
いてH社に勤務していた。

申立期間⑨については、昭和62年9月から同年10月までI社に勤務
していた。

申立期間⑩については、昭和 62 年 11 月から 63 年 5 月までの期間において J 社に勤務していた。

申立期間⑪については、平成 2 年 5 月から 6 年 2 月までの期間において K 社に勤務していた。

申立期間⑥から⑪までについて、厚生年金保険の被保険者であったはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑤までについては、同僚の供述から判断すると、申立人が C 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、申立人が C 社に勤務していたと主張している期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、C 社、L 社、M 社及び N 社での加入記録となっており、D 社の資料を引き継いでいる O 局 P 事務所の回答でも国の記録と相違は見られない上、これらの事業所に勤務していた同僚等を調査したが、Q 施設や R 職に対する厚生年金保険の適用や資格喪失についての取扱いが確認できず、申立人がどの事業所で厚生年金保険料が控除されていたのか不明である。

さらに、申立人が供述している C 社での勤務開始の時期は、申立人の兄の厚生年金保険の記録から推認すると、申立人の供述と矛盾している上、申立人は、昭和 25 年 12 月に約 1 か月の入院期間があることを供述していることから、一旦資格喪失した可能性も否定できない。

加えて、申立人と同様に C 社の後に N 社に係る被保険者記録が確認できる同僚から C 社の関連会社であるとする N 社の昭和 27 年の給与明細書の提出があり、当該給与明細書では厚生年金保険料を控除していない月が確認できることから、N 社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと推認される。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間⑥については、E 社の破産時の事業主は、「申立人が S 職として当社で働いていたことは事実であるが、勤務期間は不明である。」

と回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 28 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、以後厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない。

また、前述の事業主は、「資料が無く、申立人の保険料控除については不明である。」と供述している。

さらに、前述の事業主の年金記録を確認したところ、申立期間⑥は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間⑦については、適用事業所名簿を確認したものの、申立てのあったG社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらず、申立人が主張する同社の住所を管轄する法務局の商業登記簿においても該当する事業所は確認できない上、A県T協会U支部に問い合わせるも、同社の登録を確認できなかった。

また、申立人は事業主及び同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の申立期間⑦における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間⑧については、事業主は、「申立人はH社に数か月間勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間⑧は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は「厚生年金保険に加入する前から保険料を控除することは考えられない。」と供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 5 申立期間⑨については、事業主の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 62 年 9 月及び同年 10 月において I 社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間⑨は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、「厚生年金保険に加入する前から保険料を控除することは考えられない。」と供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認すること

ができない。

- 6 申立期間⑩については、適用事業所名簿によると、J社は、平成2年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間⑩は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は既に死亡しており、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間⑩における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

- 7 申立期間⑪については、申立人が所持しているK社に係る従業員証明書及びA県から回答のあったF職資格登録簿でF職証の交付が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、事業主は、「平成2年に代表者を含む3人で創業したが、赤字累積中の状態であり、厚生年金保険に加入する余裕は全く無かった。」と供述しており、適用事業所名簿を確認したものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した形跡も見当たらない。

また、事業主の年金記録を確認したところ、申立期間⑪は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、平成4年12月21日からV市（現在は、W市）の国民健康保険に加入しており、申立期間⑪の一部と重複していることが確認できる。

- 8 このほか、申立人が申立期間⑥から⑪までの厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間⑥から⑪までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥から⑪までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。